



2025年1月28日

各 位

会社名	大阪油化工業株式会社
代表者名	代表取締役社長 堀田 哲平 (コード：4124 東証スタンダード市場)
問合せ先	業務部長 山本 泰弘 (Tel 072-861-5322)

**(変更)「株式会社ダイセキによる当社株式に対する公開買付けに関する  
賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更について**

当社が2024年12月13日付で公表いたしました「株式会社ダイセキによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」につきまして、その内容の一部に変更すべき事項(当該変更を以下「本変更」といいます。)が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

本変更は、本日、株式会社ダイセキ(以下「公開買付者」といいます。)が公表した「(変更)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「大阪油化工業株式会社の株式(証券コード：4124)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者が、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に係る公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、本公開買付けにおける買付け等の期間を延長することとしたことに伴い、生じたものとなります。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程  
(変更前)

(前略)

これらの経緯を経て、公開買付者は、2024年12月13日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること及び堀田氏との間で本応募契約を締結することを決議したとのことです。

(変更後)

(前略)

これらの経緯を経て、公開買付者は、2024年12月13日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること及び堀田氏との間で本応募契約を締結することを決議したとのことです。

その後、当社から企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、2025年1月24日付で臨時報告書を提出されたことを確認したため、公開買付者は同年1月28日付で、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することとしたとのことです。

す。また、公開買付者は、当該訂正届出書の提出に伴い、法第 27 条の 8 第 8 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みま  
す。）第 22 条第 2 項本文の規定により、公開買付期間を、届出当初の公開買付期間の末日である同年 2  
月 3 日から、当該訂正届出書を提出する日である同年 1 月 28 日より起算して 10 営業日を経過した日に  
あたる同年 2 月 12 日まで延長する必要があるところ、公開買付期間を同年 2 月 12 日まで延長し、延長  
後の公開買付期間を 36 営業日とすることを含む買付条件等（公開買付期間及び決済の開始日）の変更  
を行うこととしたとのことです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

② 株式併合

(変更前)

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権数が当社の総株主の議決権数の 90%未  
満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、(i) 会社法  
第 180 条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び(ii) 本株式併  
合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含  
む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を、2025 年 4 月を目途に開催することを要請  
する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定との  
ことです。

(後略)

(変更後)

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権数が当社の総株主の議決権数の 90%未  
満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、(i) 会社法  
第 180 条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び(ii) 本株式併  
合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含  
む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を、2025 年 5 月を目途に開催することを要請  
する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定との  
ことです。

(後略)

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付  
けの公正性を担保するための措置

⑦ 他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

(変更前)

当社は、公開買付者との間で、当社が公開買付者以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」とい  
います。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との  
間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が 20 営業日である  
ところ、公開買付期間を 30 営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付者は、公開買付  
期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付  
価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間  
を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保する  
ことも企図しているとのことです。

(変更後)

当社は、公開買付者との間で、当社が公開買付者以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」とい  
います。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との

間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が 20 営業日であるところ、公開買付期間を 30 営業日に設定しておりました。その後、当社が、2025 年 1 月 24 日付で臨時報告書を提出し、公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、公開買付者は、同年 1 月 28 日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、これに伴い公開買付期間を同年 2 月 12 日まで延長したため、公開買付期間は 36 営業日となりました。このように、公開買付者は、公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することも企図しているとのことです。

## 10. その他

(変更前)

- (3) 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類を、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(変更後)

- (3) 「主要株主の異動に関するお知らせ」の公表及び臨時報告書の提出

当社は、主要株主の異動を確認したことから、2025 年 1 月 24 日付で「主要株主の異動に関するお知らせ」を公表し、同日付で臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。詳細につきましては、当該公表及び臨時報告書の内容をご参照ください。

- (4) 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類を、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

以 上